

**【答申の概要】（諮問第226号）特定の警察職員の公務災害認定請求に当たり、静岡県警が「業務」を「活動」と評価した理由が分かる文書についての非開示決定に対する審査請求**

件名	特定の警察職員の公務災害認定請求に当たり、静岡県警が「業務」を「活動」と評価した理由が分かる文書についての非開示決定に対する審査請求
本件対象公文書	特定の警察職員の公務災害認定請求に当たり、静岡県警が「業務」を「活動」と評価した理由が分かる文書
非開示理由	条例第10条第（存否応答拒否）
実施機関	静岡県警察本部長（審査庁：静岡県公安委員会）
諮問期日	令和2年10月8日
主な論点	本件対象公文書の存否を答えることが、条例第7条第2号に規定する非開示情報を開示することになるとして非開示（存否応答拒否）とした決定の妥当性

**審査会の結論**

静岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）決定は妥当である。

**審査会の判断**

当審査会は、本件決定について審査した結果、以下のとおり判断する。

- (1) 本件開示請求は、特定の個人の氏名を挙げ、当該個人が警察職員であることを前提としていることから、本件対象公文書の存否を明らかにすることにより、県警において特定の個人が在職するかどうかという個人に関する情報（以下「本件存否情報」という。）が明らかになることが認められる。

また、公文書開示請求において、公文書に記録されている情報が非開示情報に該当するか否かは、本人であるとか親族であるとかいった開示請求者の属性、請求理由、使用目的等にかかわらず、当該開示請求の対象となった情報の内容によって判断するものであるから、本件存否情報が非開示情報に該当するかどうかの検討に当たっても、審査請求人以外の者が開示請求した場合と同様に取り扱うこととなる。

したがって、本件存否情報は当該個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に該当する。

- (2) 条例第7条第2号本文に該当する情報であっても、同号ただし書に該当する場合は例外的に開示されることから、以下検討する。

ア まず、公務員等の「職務の遂行に係る情報」について定める条例第7条第2号ただし書ウについてみると、「当該情報に含まれる公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については開示されることとなるが、当該公務員等が警察職員である場合には氏名を開示しないこととされているため、本件存否情報は同号ただし書ウには該当しない。

イ 次に、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」について定める条例第7条第2号ただし書アについてみると、実施機関の説明によれば、職員の氏名のうち警視以上の階級にある職員については静岡県職員録に掲載しており、警部以上の階級にある職員については人事異動の際に報道発表をしているが、警部補以下の階級にある職員又はそれに相当する職員については公にしていないとのことである。

当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、本件開示請求で挙げられている特定の個人の氏名をもとに調べたが、公表されているという事情は確認できなかったとのことである。

った。

したがって、本件開示請求で挙げられている特定の個人の氏名は、慣行として公にされている情報とは認められないため、本件存否情報は条例第7条第2号ただし書アには該当しない。

ウ また、本件存否情報そのものは、条例第7条第2号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当しない。

- (3) したがって、本件対象公文書の存否を答えるだけで、条例第7条第2号に規定する非開示情報を開示にすることとなるため、条例第10条に基づき、本件対象公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した本件決定は妥当であったと認められる。

#### 別記1 開示請求の内容（本件対象公文書）

公務災害認定書 13-000718 の 16 頁の h

特定警察職員が時間外勤務実績報告書に記載した時間を、県警は活動と認めており、基金はその資料を根拠として認定書を制作したのである。だが、その活動は、業務である。なぜ、業務を活動としたのか、その根拠理由の開示を請求する。その当時の資料が無いとするならば、当時も現在も根拠理由は同一であるはずであるから、現在から考えた根拠理由でも良い。

#### 別記2 (略)